

協議第60号関係資料(協議項目24-7-)

保育所運営

区 分	伊 那 市	高 遠 町	長 谷 村
保 育 所 数	23 公立保育所 (内へき地 2)	4 公立保育所 (内休園 1)	1 公立保育所
園 児 数 (16,4,1現在)	1,818人	185人	43人
平日保育時間	早朝 7時30分から8時30分 通常 8時30分から4時30分 延長 4時30分から7時00分	早朝 7時30分から8時00分 通常 8時00分から4時00分 延長 4時00分から7時00分	早朝 8時00分から8時30分 通常 8時30分から4時00分 延長 4時00分から6時30分
保 育 料	伊那市保育料基準による 0円から61,000円まで12階層 (3歳以上児の最高額は30,500円)	高遠町保育料徴収基準による 0円から42,600円まで10階層 (3歳以上児の最高額は31,100円)	長谷村保育料基準による 0円から38,700円まで11階層 (3歳以上児の最高額は26,000円)

協議第60号関係資料(協議項目24-7-)

保育料徴収金基準額表の3市町村比較

定義		徴収基準額			伊那市			高遠町			長谷村			参考国の80%(4市町村案)										
		階層区分	3歳未満児	3歳以上児	階層区分	3歳未満児	3歳以上児	階層区分	3歳未満児	3歳以上児	階層区分	3歳未満児	3歳以上児	3歳児未満	3歳児以上									
生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)		1	0	0	A	0	0	第1	0	0	A	0	0	0	0									
前年度分の市町村民税が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	2	9,000	6,000	B	7,300	4,900	第2	5,700	4,200	B	3,100	2,500	7,200	4,800									
	均等割のみの世帯	3	19,500	16,500	C1	15,500	13,000	第3	12,700	9,600	C1	11,000	8,200	15,600	13,200									
	所得割額のある世帯				C2	16,000	13,400	第4	17,400	12,700	C2	12,700	10,000	15,600	13,200									
A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	2,400円未満	4	30,000	27,000	D1	21,400	19,300	第5	24,400	18,100	D1	15,500	13,300	19,800	17,400									
	2,400円以上 8,000円未満				D2	22,900	20,500							19,800	17,400									
	8,000円以上 12,000円未満				D3	24,000	21,000							19,800	17,400									
	12,000円以上 13,600円未満				D4	26,000	22,300							第6	30,000	22,300	D2	19,100	16,100	19,800	17,400			
	13,600円以上 24,000円未満																			24,000	21,600			
	24,000円以上 30,000円未満																			24,000	21,600			
	30,000円以上 32,000円未満																			24,000	21,600			
	32,000円以上 40,000円未満																			24,000	21,600			
	40,000円以上 48,000円未満																			28,300	25,900			
	48,000円以上 64,000円未満																			28,300	25,900			
	64,000円以上 70,000円未満	D5	37,000	29,000				第7	33,400	24,400	D3	21,900	19,300							28,300	25,900			
	70,000円以上 72,000円未満				32,000	29,500																		
	72,000円以上 80,000円未満				32,000	29,500																		
	80,000円以上 96,000円未満				32,000	29,500																		
	96,000円以上112,000円未満	5	44,500	41,500	D6	44,500	29,000	第8	38,000	27,600	D4	35,000	25,000	35,600	33,200									
	112,000円以上120,000円未満													39,200	36,900									
	120,000円以上140,000円未満													39,200	36,900									
	140,000円以上160,000円未満													D7	52,500	30,000	第9	40,000	28,800	D5	30,000	23,800	43,900	41,700
	160,000円以上168,000円未満																						43,900	41,700
	168,000円以上200,000円未満																						43,900	41,700
200,000円以上264,000円未満	48,800	46,400																						
264,000円以上284,000円未満	6	61,000	58,000	D8	61,000	30,500	第10	42,600	31,100	D6	38,700	26,000	48,800	46,400										
284,000円以上370,000円未満													64,000	61,600										
370,000円以上408,000円未満																								
408,000円以上510,000円未満																								
510,000円以上	7	80,000	77,000																					
同一世帯減額	2人目・3人目～			1/2・1/10			1/2・1/10			1/2・1/10														